

教育課程連携協議会

1. 教育課程連携協議会における審議事項

教育課程連携協議会は、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。原則として、定例開催は年1回とする。ただし、必要に応じて開催するものとする。

- ① 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- ② 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

2. 教育課程連携協議会の構成員

本学は、専門職大学設置基準第11条により、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために、ビューティ&ウェルネス専門職大学教育課程連携協議会（以下「教育課程連携協議会」という。）を設ける。教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとする。

- ① 学長が指名する教員その他の職員として、副学長（評価・大学改革担当）を任命する。
- ② 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活躍するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するものとして、特定非営利活動法人日本エステティック機構事務局長を任命する
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者として、横浜市都筑区区政推進課課長を任命する。
- ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者として、（株）シェイプアップハウス人事部長を任命する。
- ⑤ 本学の教員その他の職員以外の者で、専門職大学及び専門職教育の教学マネジメントに精通する者として学長が必要と認めた者として、社会構想大学院大学実務教育研究科長を任命する。

教育課程連携協議会の構成員の任期は、原則1年間とするが、構成員の更新や変更等の必要が生じたときは、速やかに適正な経験と実績のある教員や産業界の実務家等を、協議会の構成員や教授会が協議のうえ、配置する。

【教育課程連携協議会委員名簿】

区分	氏 名	現所属及び役職名
①	猪崎 弥生	ビューティ&ウェルネス専門職大学 副学長（評価・大学改革担当）
②	高橋 博忠	特定非営利活動法人日本エステティック機構 理事・事務局長
③	橋本 育世	横浜市都筑区区政推進課課長
④	東 千晶	（株）シェイプアップハウス人事部長
⑤	川山 竜二	社会構想大学院大学 実務教育研究科長

3. 教育課程の見直しの検討を行う学内の体制

教育課程連携協議会の議論された事項は、構成員である副学長から運営会議に報告される。

必要に応じて、教務委員会において教育課程の見直しについて検討、結果を運営会議に報告し、運営会議は教授会に議題として提出するかどうかを審議する。

4. 2023年度 第1回 教育課程連携協議会

【開催日時】2024年3月26日（火）10：00～11:30

【審議事項】

1. 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
2. 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

【配布資料】

- 資料1 教育課程連携協議会規程
- 資料2 教育課程の編成の考え方及び特色
- 資料3 教育課程の概要
- 資料4 企業実習Ⅰシラバス_2023
- 資料5 企業実習実績調査_2023
- 資料6 授業評価アンケート【2023 後期：企業実習】

5. 2024年度 第1回 教育課程連携協議会

【開催日時】2024年10月29日（火）14：40～16:05

【審議事項】

1. ビューティ&ウェルネス学部ビューティサイエンス学科（仮称）の新設について
2. 2024年度必修科目企業実習Ⅰ・Ⅱの実施計画について
3. 2023年度の自己点検・評価について
4. 文部科学省の設置計画履行状況調査について
5. 2024年度前期授業評価アンケート結果について

【配布資料】

- 資料1 教育課程連携協議会規程
- 資料2－①～④ ビューティサイエンス学科（仮称）設置計画の概要 他
- 資料3－①～③ 企業実習Ⅰ・Ⅱ実施計画
- 資料4 2023年度の自己点検・評価チェックリスト
- 資料5 設置計画履行状況等の追加書面調査（回答）
- 資料6－①～④ 前期授業評価アンケート集計結果【科目別】